

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第49号

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例

四日市市再開発住宅条例（平成6年四日市市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 再開発住宅の名称及び位置は、 次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 再開発住宅の名称及び位置は、 次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
末永・本郷	四日市市末永町 <u>2</u> <u>3番5号</u>	末永・本郷	四日市市末永町 <u>1</u> <u>2番15号</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)